

家族信託・個人による 活用事例

⑩

-承継者選択型信託-

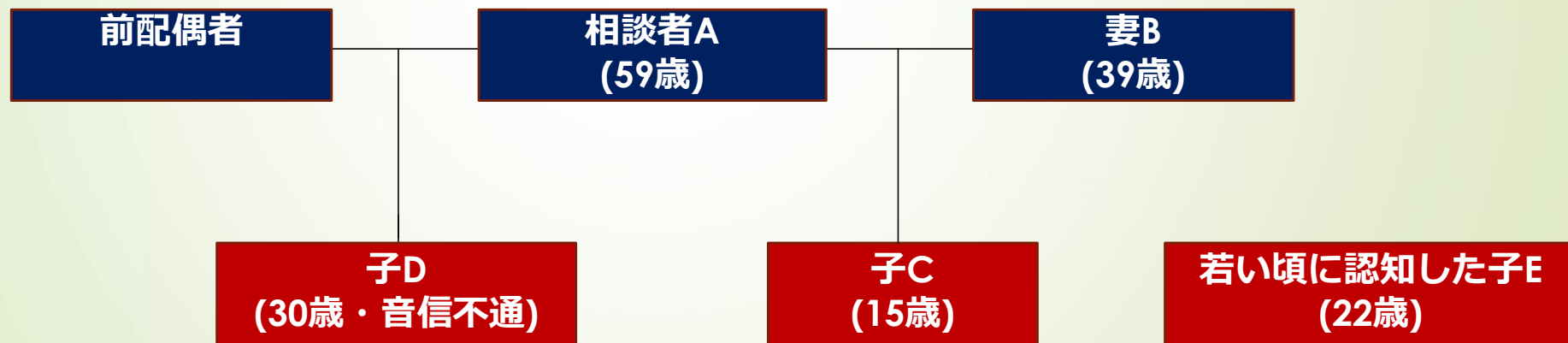


1.事例の概要

①相談者：A氏(59歳)東京都在住

②事例背景：

- A氏はB氏(39歳)と再婚しているおり、子C(15歳)がいる
- A氏は前配偶者との間に、子D(30歳・音信不通)がいる
- A氏は子E(22歳・若い頃認知・たまに連絡を取る)がいる
- A氏は、**可能な限り財産をB氏・子Cに相続させたい**と考えているが…
- A氏は、**子Eは経済的に困窮→対象の現金を相続してもよい**と考えている



2.家族信託以外の対策例・その課題点



1-1.対策例①：遺言を作成

- B氏と子Cに主要財産を相続させ…
- 子Eに現金の一部を相続させる遺言を作成する

1-2.対策例①の課題点：

- 子Dから遺留分減殺請求があった場合、対抗するすべが無い

2-1.対策例②：可能な限り生命保険に加入

- 可能な限り生命保険に加入し、遺産総額を減少させる

2-2.対策例②の課題点：

- 現金以外は生命保険化出来ず、自宅不動産相続問題は残る

相談者Aの財産状況

資産概要	金額	備考
自宅不動産	時価 5,000万円	-
預金等	5,000万円	-

3.家族信託を活用した提案

●対策例：A氏と妻B・子C・子Eによる、家族信託契約を締結する

①具体的内容：信託契約の登場人物は以下の通りとする

- ・ **A氏を委託者兼当初受益者**とし…
- ・ **妻Bを受託者**とし…
- ・ **妻Bと子Cを不動産と預金の大きな部分の二次受益者**とし…
- ・ **子Eを預金の一部の二次受益者**とし
- ・ 全財産を信託財産とする家族信託契約を締結する



4.本事例のスキーム図



5. 家族信託を活用するメリット

- ① 全財産を受益権化することで・・・
 - 「相続手続き」には一切関係なく
 - 「受益権」として二次受益者に指定された者に
 - 「A氏は安心して」財産を承継することが可能
- ② 子Eにも預金に関する受益権が渡るので・・・
 - 「一定額」を実質的に手渡すことが出来る
- ③ 子Dが遺留分減殺請求をしてくる可能性がある場合・・・
 - 「全財産が受益権化されている」ので
 - 「自宅不動産の共有化」を避けることが出来る

相続対策・家族信託のタイミングはいつか？

◆問題の顕在化と対策のタイミング

